

森林環境教育・木育のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 林業人材の育成のみならず、森林環境教育・木育を含め、子どもから大人まで一貫通貫して人材育成を行う、「新みえ森林・林業アカデミー（仮称）（以下、新アカデミーという。）」の開講に向け、三重県における森林環境教育・木育のあり方を検討するにあたり、有識者等からの専門的及び幅広い意見を聴取及び導入等するため、「森林環境教育・木育のあり方検討会（以下、検討会という。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は次の事項を検討する。

- (1) 新アカデミーにおける森林環境教育・木育ビジョンに関すること
- (2) 上記ビジョンを達成するための教育体系及び実施体制に関すること

(組織)

第3条 検討会は、森林・林業に係る人材育成及び森林環境教育・木育に関する専門家の中から三重県農林水産部長が委嘱した者、三重県農林水産部森林・林業経営課長、三重県教育委員会事務局小中学校教育課長、三重県子ども・福祉部少子化対策課長及び三重県林業研究所林業人材育成推進監（以下、委員という。【別表】）をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(座長)

第5条 検討会には座長を置く。座長は三重県農林水産部森林・林業経営課長をもってあてる。

- 2 座長は検討会の会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 検討会は、第2条に定める事項を検討するため、会議を開催する。

- 2 前項の会議は座長が招集し、座長がその議事運営にあたる。
- 3 委員が会議を欠席する場合は、委員の指名する者を代理として出席させる

ことができる。

4 検討会は、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は公開で行う。

(事務局)

第7条 検討会の事務を処理するため、事務局を三重県農林水産部森林・林業経営課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、第6条の会議において決定する。

(附則)

この要綱は令和2年3月2日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

【別表】

森林環境教育・木育のあり方検討会委員

氏名	所属	役職	備考
大塚 千尋	三重県教育委員会事務局小中学校教育課	課長	
沼本 晋也	国立大学法人三重大学生物資源学研究科	准教授	
平山 大輔	国立大学法人三重大学教育学部	准教授	
山田 長生	三重県林業研究所	林業人材 育成推進監	
横澤 篤	三重県農林水産部森林・林業経営課	課長	座長
和田 桃子	三重県子ども・福祉部少子化対策課	課長	

(50音順)